

茨木市アスリート支援事業実施要綱

茨木市トップアスリート支援事業補助要綱（令和3年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、国際的スポーツ大会で活躍が期待できる選手に対し支援を行い、市民が茨木市ゆかりのアスリートの存在を知り応援することで、市民のスポーツに対する関心を高め、茨木市におけるスポーツの推進を図ることを目的とする茨木市アスリート支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

（支援選手の指定の対象）

第2 茨木市トップアスリート支援事業において支援を行う選手は、別表1左欄に定める指定区分とし、指定の対象となる者は、競技活動により報酬を得ていない選手のうち、同表中欄及び右欄に定める対象者及び基準の条件を満たすものとする。

（指定選手等の認定申請）

第3 特別支援指定選手及び支援指定選手（以下「指定選手等」という。）の認定を受けようとするものは、第2の基準を満たした日の属する年度の翌年度の3月31日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 支援指定選手等認定申請書（様式第1号）
- (2) 第2に定める基準を満たしたことが確認できる書類
- (3) 茨木市在住を示す書類

2 前項の申請は、直接持参の方法によるものとする。

（指定選手等の決定）

第4 市長は第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、茨木市アスリート支援事業支援指定選手等決定通知書（様式第2号）により通知する。

（認定証の交付）

第5 市長は、指定選手等に対して認定証（様式第3号）の交付を行う。

（指定の期間）

第6 指定選手等の支援期間は、申請日から申請日の属する年度の3月31日

までとする。

(指定の期間の延長)

第7 市長は茨木市アスリート支援事業実績報告書(様式第4号)により指定の期間の延長の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、指定の期間を翌年度の3月31日まで延長し、申請者に対し、茨木市アスリート支援事業支援指定選手等指定期間決定通知書(様式第5号)により通知する。

(支援内容)

第8 指定選手等に対する支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 競技活動を行う上で要する経費の一部を補助
- (2) 本市のスポーツ施設を活用した練習場所の提供
- (3) 広報いばらき及び市ホームページなどを活用した指定選手等の紹介
- (4) 指定選手等に対する支援協賛企業の募集
- (5) その他、市長が必要と認めること

2 応援選手に対する支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 本市のスポーツ施設を活用した練習場所の提供
- (2) 広報いばらき及び市ホームページなどを活用した応援選手の紹介
- (3) 指定選手等に対する支援協賛企業の募集
- (4) その他、市長が必要と認めること

(補助対象者)

第9 補助の対象となる者は、別表1左欄に定める指定区分のうち以下のとおりとする。

- (1) 特別支援指定選手
- (2) 支援指定選手

(補助対象経費)

第10 補助の対象となる経費は、競技活動を行う上で要する経費のうち、別表2に掲げる経費とする。

(補助金額)

第11 補助額は、1年度内(4月1日から翌年3月31日まで)に発生した第10に規定する補助対象経費の合計額(所属団体等からの助成等補助対象経費に対して他の収入があるときは、当該合計額から他の収入額を差し引いた額)の2分の1とし、1年度当たり対象者1人につき、特別支援指定選手は300,000円、支援指定選手は150,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第12 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市アスリート支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に補助対象経費であることを証明する書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、直接持参の方法により先着順に受付を行うものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

（補助金の交付決定）

第13 市長は、第12の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市アスリート支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第14 第13の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市アスリート支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第15 市長は、第14の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

（実績報告）

第18 支援選手等の認定を受けたものは、茨木市アスリート支援事業実績報告書（様式第4号）を市長へ提出して実績報告を行うものとする。

（指定の取消し）

第19 市長は、指定選手等が指定の期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により指定選手等の認定を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 本人の責により競技活動を中止したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表 1

指定区分	対象者	基準
特別支援 指定選手	茨木市在住の中学生以上の者	次のいずれかに該当する者 (1) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会若しくは日本パラリンピック委員会の正加盟団体等、または中央競技団体から日本代表またはその候補（年代別除く）として指定を受けている者 (2) 日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会またはその正加盟団体等から強化指定を受けている者
支援指定 選手		次のいずれかに該当する者 (1) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会若しくは日本パラリンピック委員会の正加盟団体等、または中央競技団体から日本代表またはその候補（年代別含む）として指定を受けている者 (2) 日本オリンピック委員会若しくは日本パラリンピック委員会、またはその正加盟団体等から強化指定を受けている者
応援選手	次のいずれかに該当する者 (1) 茨木市に在住し、又は過去に1年以上在住していた中学生以上の者 (2) 茨木市内の学校又は事業所等に在籍し、又は過去に1年以上在籍していた中学生以上の者	

別表 2

	対象経費	領収書発行者 (※必要な添付書類)
報酬	競技力強化を目的として契約を 交わした者への報酬 ・専属スタッフ（コーチ、栄養 士、トレーナー、通訳）等へ の報酬	報酬を支払った相手 ※契約内容、実施実績がわかる資 料
旅費	競技力強化の一環として参加し た大会、遠征、合宿等に係る旅 費 ※参加のために必要だと認めら れる場合は、同伴者の旅費も 含む ・運賃 ・宿泊料	交通機関、宿泊した場所、旅行会 社等 ※参加した大会、遠征、合宿等の 詳細がわかる資料（開催要項 等）
需用費	競技力強化に必要な消耗品 ・医薬品（湿布、絆創膏など） ・スポーツ用品（競技活動に関 するもの） ・テキスト（既製品の購入） ・栄養補助食品（サプリメント 等）	小売業者等 ※数量、単価等がわかる明細
役務費	競技力強化の一環として参加し た大会、遠征、合宿等に係る運 搬費、検査費等	運送業者、検査機関等 ※運送物、数量、運送先等がわか る明細や参加した大会、遠征、 合宿等の参加費等詳細がわかる 資料（開催要項等）
使用・ 賃借料	競技力強化を目的として使用し たスポーツ施設等の使用料	スポーツ施設等 ※使用した日付、時間、内容等が わかる明細

	対象経費	領収書発行者 (※必要な添付書類)
負担金	競技力強化の一環として参加した大会、遠征、合宿等に係る参加費や、それらへの参加や競技の実施に必要な登録料、手数料、更新料等	大会、遠征、合宿等の主催者、資格交付機関、選手登録団体等 ※参加した大会、遠征、合宿等の参加費等詳細がわかる資料（開催要項等）
備品購入費	競技力強化に必要な物品で、その性質又は形状を変えることなく、比較的長期間の使用又は保存に耐えるもの ・強化に必要なトレーニング機器 ・練習に使用する器具類 ・競技に使用する器具類	小売業者等 ※数量、単価等がわかる明細

様式第1号（第3関係）

年 月 日

（申込先）茨木市長

住 所
氏 名
（保護者）氏 名

茨木市アスリート支援事業支援選手等指定申請書

茨木市アスリート支援事業支援選手等の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

（ふりがな）	
氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
電話番号 メールアドレス	
勤務先 学校名	
競技名	
指定の基準となる要件等	
添付書類	・茨木市在住を示す書類 ・指定の基準となる要件を証明する書類

注）支援指定選手等が未成年の場合は保護者が申請してください。

様式第2号（第4関係）

茨ス第 号
年 月 日

様

茨木市長

決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市アスリート支援事業支援選手等指定申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 指定区分 (特別) 支援指定選手
- 2 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第3号（第5関係）

認 定 証

様

茨木市アスリート支援事業（特別）支援指定選手に認定します

期間 年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

茨 木 市 長

様式第4号（第8関係）

年 月 日

（申込先）茨木市長

住 所
氏 名

茨木市トップアスリート支援事業実績報告書

次のとおり、茨木市トップアスリート支援事業の実績を報告します。

氏名		
競技名		
支援指定の種類	1 特別支援指定選手	2 支援指定選手
指定の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
指定期間中の主な活動実績	日時	活動内容・実績（合宿、大会結果等）

指定の期間の延長を申請します。

添付資料：茨木市在住を示す書類、指定の基準となる要件を証明する書類、
今後の活動予定

様式第5号（第7関係）

茨ス第 号
年 月 日

様

茨 木 市 長

指定期間延長決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市アスリート支援事業支援選手等指定期間延長申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 指定区分 (特別) 支援指定選手
- 2 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第6号（第12関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名

茨木市アスリート支援事業補助金交付申請書

茨木市アスリート支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1)

(2)

※該当する場合、□に✓を記入してください。

所属団体等からの助成等、補助対象経費に対する他の収入はありません。

様式第7号（第13関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市アスリート支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市トップアスリート支援事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第8号（第14関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市アスリート支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった茨木市アスリート支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 金 額 円

なお、補助金は、次の預金口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支所・支店 出張所	
科目	1 普通	2 当座	3 貯蓄
口座番号			
ふりがな			
口座名義			